







11 接着剤による 間隙接着剤 張り (11.3.2) (11.3.7) (表11.3.2)	4) 接着剤による 間隙接着剤張り (11.3.2) (11.3.7) (表11.3.2)	4) 接着剤による 間隙接着剤張り (11.3.2) (11.3.7) (表11.3.2)
	5) 床張り用合板等 (12.2.1)	5) 床張り用合板等 (12.2.1)
	6) 防湿・防蟻処理 (12.3.1)	6) 防湿・防蟻処理 (12.3.1)

12 木 工 事	1) 表面仕上げ (12.1.4)	1) 表面仕上げ (12.1.4)
	2) 製材 (12.2.1)	2) 製材 (12.2.1)
	3) 造作用 集成材 (12.2.1)	3) 造作用 集成材 (12.2.1)

12 木 工 事	1) 表面仕上げ (12.1.4)	1) 表面仕上げ (12.1.4)
	2) 製材 (12.2.1)	2) 製材 (12.2.1)

13 木 工 事	4) 造作用 集成材 (12.2.1)	4) 造作用 集成材 (12.2.1)
	5) 床張り用合板等 (12.2.1)	5) 床張り用合板等 (12.2.1)

12 木 工 事	3) 造作用 集成材 (12.2.1)	3) 造作用 集成材 (12.2.1)
	4) 造作用 集成材 (12.2.1)	4) 造作用 集成材 (12.2.1)

13 木 工 事	4) 造作用 集成材 (12.2.1)	4) 造作用 集成材 (12.2.1)
	5) 床張り用合板等 (12.2.1)	5) 床張り用合板等 (12.2.1)

12 木 工 事	3) 造作用 集成材 (12.2.1)	3) 造作用 集成材 (12.2.1)
	4) 造作用 集成材 (12.2.1)	4) 造作用 集成材 (12.2.1)

13 木 工 事	4) 造作用 集成材 (12.2.1)	4) 造作用 集成材 (12.2.1)
	5) 床張り用合板等 (12.2.1)	5) 床張り用合板等 (12.2.1)

12 木 工 事	3) 造作用 集成材 (12.2.1)	3) 造作用 集成材 (12.2.1)
	4) 造作用 集成材 (12.2.1)	4) 造作用 集成材 (12.2.1)

13 木 工 事	4) 造作用 集成材 (12.2.1)	4) 造作用 集成材 (12.2.1)
	5) 床張り用合板等 (12.2.1)	5) 床張り用合板等 (12.2.1)

12 木 工 事	3) 造作用 集成材 (12.2.1)	3) 造作用 集成材 (12.2.1)
	4) 造作用 集成材 (12.2.1)	4) 造作用 集成材 (12.2.1)

13 木 工 事	4) 造作用 集成材 (12.2.1)	4) 造作用 集成材 (12.2.1)
	5) 床張り用合板等 (12.2.1)	5) 床張り用合板等 (12.2.1)

12 木 工 事	3) 造作用 集成材 (12.2.1)	3) 造作用 集成材 (12.2.1)
	4) 造作用 集成材 (12.2.1)	4) 造作用 集成材 (12.2.1)

13 木 工 事	4) 造作用 集成材 (12.2.1)	4) 造作用 集成材 (12.2.1)
	5) 床張り用合板等 (12.2.1)	5) 床張り用合板等 (12.2.1)

13 木 工 事	4) 造作用 集成材 (12.2.1)	4) 造作用 集成材 (12.2.1)
	5) 床張り用合板等 (12.2.1)	5) 床張り用合板等 (12.2.1)

6 軽 鉄 骨 壁 下 地 (14.5.3) (表14.5.3)	6) 軽鉄骨壁下地 (14.5.3) (表14.5.3)	6) 軽鉄骨壁下地 (14.5.3) (表14.5.3)
	7) 金属成形板 張り (14.6.2) (14.6.3)	7) 金属成形板 張り (14.6.2) (14.6.3)

13 木 工 事	4) 造作用 集成材 (12.2.1)	4) 造作用 集成材 (12.2.1)
	5) 床張り用合板等 (12.2.1)	5) 床張り用合板等 (12.2.1)

6 軽 鉄 骨 壁 下 地 (14.5.3) (表14.5.3)	7) 金属成形板 張り (14.6.2) (14.6.3)	7) 金属成形板 張り (14.6.2) (14.6.3)
	8) アルミニウム 製壁木 表面処理 (14.7.2) (14.7.3) (表14.7.1)	8) アルミニウム 製壁木 表面処理 (14.7.2) (14.7.3) (表14.7.1)

13 木 工 事	4) 造作用 集成材 (12.2.1)	4) 造作用 集成材 (12.2.1)
	5) 床張り用合板等 (12.2.1)	5) 床張り用合板等 (12.2.1)

6 軽 鉄 骨 壁 下 地 (14.5.3) (表14.5.3)	8) アルミニウム 製壁木 表面処理 (14.7.2) (14.7.3) (表14.7.1)	8) アルミニウム 製壁木 表面処理 (14.7.2) (14.7.3) (表14.7.1)
	9) 手すり及び タラップ (14.8.2) (14.8.3)	9) 手すり及び タラップ (14.8.2) (14.8.3)

13 木 工 事	4) 造作用 集成材 (12.2.1)	4) 造作用 集成材 (12.2.1)
	5) 床張り用合板等 (12.2.1)	5) 床張り用合板等 (12.2.1)

6 軽 鉄 骨 壁 下 地 (14.5.3) (表14.5.3)	9) 手すり及び タラップ (14.8.2) (14.8.3)	9) 手すり及び タラップ (14.8.2) (14.8.3)
	10) 天井点検口 (15.2.2) (15.2.3)	10) 天井点検口 (15.2.2) (15.2.3)

13 木 工 事	4) 造作用 集成材 (12.2.1)	4) 造作用 集成材 (12.2.1)
	5) 床張り用合板等 (12.2.1)	5) 床張り用合板等 (12.2.1)

6 軽 鉄 骨 壁 下 地 (14.5.3) (表14.5.3)	10) 天井点検口 (15.2.2) (15.2.3)	10) 天井点検口 (15.2.2) (15.2.3)
	11) 床点検口 (15.2.4) (15.2.5)	11) 床点検口 (15.2.4) (15.2.5)

Table with 4 columns: 16 建築工事, 1 (建築) 一般事項, 16.1.3 防火戸の指定, etc. Includes detailed specifications for fire doors, aluminum building materials, and window types.

Table with 4 columns: 5 ステンレス製建具, 16.4.3 網框類, 16.4.4 各種戸の仕様, 16.4.5 網框気密型ドアセット, etc. Includes specifications for stainless steel hardware, window frames, door types, and airtight door sets.

Table with 4 columns: 11 軽量シャッター, 12 オーバーヘッドア, 13 ガラス, 14 ガラスブロック, etc. Includes specifications for roller shutters, overhead doors, glass, and glass blocks.

Table with 4 columns: 7 耐油性塗料, 8 つや有り合成樹脂, 9 合成樹脂エマルジョン, 10 合成樹脂エマルジョン, etc. Includes specifications for oil-resistant paint, gloss synthetic resin, resin emulsion, and resin emulsion decorative coatings.

5 フローリング張り (19.5.2~5)

種別	工法	仕様	寸法(mm)	厚さ(mm)	施工箇所
・フローリングボード	・釘止め工法 ・接着工法	・根張り※なら ・直張り※なら	※15 ※12	※75 ※75以上	※500 ※300
・フローリングブロック	・接着工法	※なら	※12	※75以上	※900
・モザイク	・接着工法	※なら	※12	※75以上	※900
・パーケット	・接着工法	※なら	※12	※75以上	※900

6 敷き (19.6.2)

7 セッコボードとその他ボード及び合板張り (19.7.2)

種別	A種	B種	C種	D種
(D種の種類の豊度)	(KT-I)	(KT-II)	(KT-III)	(KT-K)
※天井及び壁に使用する材料は、関係法令により定められた場合のみ、建築基準法に基づく防火材料の指定又は認定を受けたものとする。				

8 垂れ目 (19.8.2)

9 断熱・防音 (19.9.2)

種別	工法	仕様	厚さ(mm)	施工箇所
・断熱材現場発泡工法	・吹付け硬質ウレタン断熱材	※A種	※25	※図示による
・断熱材現場発泡工法	・吹付け硬質ウレタン断熱材	※A種	※25	※図示による

10 発泡ウレタン系床下地張り工法 (19.10.1)

種類	寸法(mm)	厚さ(mm)	施工箇所
発泡(発泡剤付)	※600×900	※12	※図示による
発泡(1層付)	※600×900	※12	※図示による
発泡(2層付)	※600×900	※12	※図示による

11 乾式遮音二重床下地工法 (19.11.1)

12 内装プレハブ工法 (19.12.2)

種類	仕様	厚さ(mm)	施工箇所
※天然化粧複合70~71g	・釘留め工法 ・直張り ・発泡プラスチック床下地張り ・乾式遮音二重床下地張り	※なら	※図示による
・特殊加工化粧複合70~71g	・釘留め工法 ・接着工法	※なら	※図示による

13 共通事項 (19.13.2)

14 フリーアクセスフロア (20.2.2)

15 移動間仕切 (20.3.2)

16 移動間仕切 (20.4.2)

17 トイレブース (20.5.2)

18 階段降り止め (20.6.2)

19 鏡 (20.7.2)

20 表示 (20.8.2)

21 合板類 (20.9.2)

22 化粧板 (20.10.2)

23 化粧板 (20.11.2)

24 化粧板 (20.12.2)

19 ユニフォーム及びその他工事

20 排水工

21 排水工

22 排水工

種類	仕様	厚さ(mm)	施工箇所
・天然化粧複合70~71g	・釘留め工法 ・直張り ・発泡プラスチック床下地張り ・乾式遮音二重床下地張り	※なら	※図示による

23 共通事項 (19.13.2)

24 フリーアクセスフロア (20.2.2)

25 移動間仕切 (20.3.2)

26 移動間仕切 (20.4.2)

27 トイレブース (20.5.2)

28 階段降り止め (20.6.2)

29 鏡 (20.7.2)

30 表示 (20.8.2)

31 合板類 (20.9.2)

32 化粧板 (20.10.2)

33 化粧板 (20.11.2)

34 化粧板 (20.12.2)

35 排水工

種類	仕様	厚さ(mm)	施工箇所
・天然化粧複合70~71g	・釘留め工法 ・直張り ・発泡プラスチック床下地張り ・乾式遮音二重床下地張り	※なら	※図示による

36 排水工

種類	仕様	厚さ(mm)	施工箇所
・天然化粧複合70~71g	・釘留め工法 ・直張り ・発泡プラスチック床下地張り ・乾式遮音二重床下地張り	※なら	※図示による

37 排水工

種類	仕様	厚さ(mm)	施工箇所
・天然化粧複合70~71g	・釘留め工法 ・直張り ・発泡プラスチック床下地張り ・乾式遮音二重床下地張り	※なら	※図示による

38 排水工

種類	仕様	厚さ(mm)	施工箇所
・天然化粧複合70~71g	・釘留め工法 ・直張り ・発泡プラスチック床下地張り ・乾式遮音二重床下地張り	※なら	※図示による

39 排水工

種類	仕様	厚さ(mm)	施工箇所
・天然化粧複合70~71g	・釘留め工法 ・直張り ・発泡プラスチック床下地張り ・乾式遮音二重床下地張り	※なら	※図示による

40 排水工

種類	仕様	厚さ(mm)	施工箇所
・天然化粧複合70~71g	・釘留め工法 ・直張り ・発泡プラスチック床下地張り ・乾式遮音二重床下地張り	※なら	※図示による

13 浴室ユニット (20.2.15)

14 キッチンキャビネット (20.2.16)

15 郵便受筒 (20.2.17)

16 手すりユニット (20.2.18)

17 補助手すり (20.2.19)

20 排水工 (21.2.1)

21 排水工 (21.2.1)

22 排水工 (21.2.1)

23 排水工 (21.2.1)

24 排水工 (21.2.1)

25 排水工 (21.2.1)

26 排水工 (21.2.1)

27 排水工 (21.2.1)

28 排水工 (21.2.1)

29 排水工 (21.2.1)

30 排水工 (21.2.1)

31 排水工 (21.2.1)

32 排水工 (21.2.1)

33 排水工 (21.2.1)

34 排水工 (21.2.1)

35 排水工 (21.2.1)

36 排水工 (21.2.1)

37 排水工 (21.2.1)

38 排水工 (21.2.1)

39 排水工 (21.2.1)

40 排水工 (21.2.1)

22 排水工

種類	仕様	厚さ(mm)	施工箇所
・天然化粧複合70~71g	・釘留め工法 ・直張り ・発泡プラスチック床下地張り ・乾式遮音二重床下地張り	※なら	※図示による

23 排水工

種類	仕様	厚さ(mm)	施工箇所
・天然化粧複合70~71g	・釘留め工法 ・直張り ・発泡プラスチック床下地張り ・乾式遮音二重床下地張り	※なら	※図示による

24 排水工

種類	仕様	厚さ(mm)	施工箇所
・天然化粧複合70~71g	・釘留め工法 ・直張り ・発泡プラスチック床下地張り ・乾式遮音二重床下地張り	※なら	※図示による

25 排水工

種類	仕様	厚さ(mm)	施工箇所
・天然化粧複合70~71g	・釘留め工法 ・直張り ・発泡プラスチック床下地張り ・乾式遮音二重床下地張り	※なら	※図示による

26 排水工

種類	仕様	厚さ(mm)	施工箇所
・天然化粧複合70~71g	・釘留め工法 ・直張り ・発泡プラスチック床下地張り ・乾式遮音二重床下地張り	※なら	※図示による

27 排水工

種類	仕様	厚さ(mm)	施工箇所
・天然化粧複合70~71g	・釘留め工法 ・直張り ・発泡プラスチック床下地張り ・乾式遮音二重床下地張り	※なら	※図示による

28 排水工

種類	仕様	厚さ(mm)	施工箇所
・天然化粧複合70~71g	・釘留め工法 ・直張り ・発泡プラスチック床下地張り ・乾式遮音二重床下地張り	※なら	※図示による

29 排水工

種類	仕様	厚さ(mm)	施工箇所
・天然化粧複合70~71g	・釘留め工法 ・直張り ・発泡プラスチック床下地張り ・乾式遮音二重床下地張り	※なら	※図示による

21 建築工事

1 踏床 (22.2.2)

2 踏床 (22.2.3)

3 踏床 (22.2.5)

2 踏床 (22.3.2)

3 踏床 (22.3.3)

4 踏床 (22.3.5)

3 727H付塗装 (22.4.2)

727H付塗装 (22.4.4)

4 コナット舗装 (22.5.2)

5 カラー舗装 (22.6.2)

6 遮水性727H付舗装 (22.7.2)

7 ブロック系舗装 (22.8.2)

8 砂利敷き (22.9.2)

9 踏面表示用塗料 (22.9.4)

22 種別 (22.9.4)

23 種別 (22.9.4)

24 種別 (22.9.4)

25 種別 (22.9.4)

26 種別 (22.9.4)

27 種別 (22.9.4)

28 種別 (22.9.4)

29 種別 (22.9.4)

30 種別 (22.9.4)

31 種別 (22.9.4)

32 種別 (22.9.4)

33 種別 (22.9.4)

34 種別 (22.9.4)

35 種別 (22.9.4)

36 種別 (22.9.4)

37 種別 (22.9.4)

38 種別 (22.9.4)

39 種別 (22.9.4)

40 種別 (22.9.4)

22 種別 (22.9.4)

種別	仕様	厚さ(mm)	施工箇所
・天然化粧複合70~71g	・釘留め工法 ・直張り ・発泡プラスチック床下地張り ・乾式遮音二重床下地張り	※なら	※図示による

23 種別 (22.9.4)

種別	仕様	厚さ(mm)	施工箇所
・天然化粧複合70~71g	・釘留め工法 ・直張り ・発泡プラスチック床下地張り ・乾式遮音二重床下地張り	※なら	※図示による

24 種別 (22.9.4)

種別	仕様	厚さ(mm)	施工箇所
・天然化粧複合70~71g	・釘留め工法 ・直張り ・発泡プラスチック床下地張り ・乾式遮音二重床下地張り	※なら	※図示による

25 種別 (22.9.4)

種別	仕様	厚さ(mm)	施工箇所
・天然化粧複合70~71g	・釘留め工法 ・直張り ・発泡プラスチック床下地張り ・乾式遮音二重床下地張り	※なら	※図示による

26 種別 (22.9.4)

種別	仕様	厚さ(mm)	施工箇所
・天然化粧複合70~71g	・釘留め工法 ・直張り ・発泡プラスチック床下地張り ・乾式遮音二重床下地張り	※なら	※図示による

27 種別 (22.9.4)

種別	仕様	厚さ(mm)	施工箇所
・天然化粧複合70~71g	・釘留め工法 ・直張り ・発泡プラスチック床下地張り ・乾式遮音二重床下地張り	※なら	※図示による

28 種別 (22.9.4)

種別	仕様	厚さ(mm)	施工箇所
・天然化粧複合70~71g	・釘留め工法 ・直張り ・発泡プラスチック床下地張り ・乾式遮音二重床下地張り	※なら	※図示による

29 種別 (22.9.4)

種別	仕様	厚さ(mm)	施工箇所
・天然化粧複合70~71g	・釘留め工法 ・直張り ・発泡プラスチック床下地張り ・乾式遮音二重床下地張り	※なら	※図示による

22 植栽工事、屋上緑化、その他施設等工事	21 植栽地の確認等 (23.1.3)	土壌の水素(pH)試験 ・行う ※行わない 電気伝導度(EC)試験 ・行う ・行わない																																													
	2 植栽基礎 (23.2.2)	<table border="1"> <tr> <th>樹木</th> <th>工法</th> <th>有効土層の厚さ(m)</th> <th>整備範囲</th> <th>土壌改良材</th> </tr> <tr> <td>※A種</td> <td>樹根加工</td> <td></td> <td>・明示</td> <td>・適用する</td> </tr> <tr> <td>・B種</td> <td>〔※100〕</td> <td>・120</td> <td>・150)</td> <td>・適用しない</td> </tr> <tr> <td>・C種</td> <td>樹幹7m以上～12m未満</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・D種</td> <td>〔※80〕</td> <td>・100)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>樹幹3m以上～7m未満</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>〔※60〕</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>樹幹3m未満</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>〔※50〕</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	樹木	工法	有効土層の厚さ(m)	整備範囲	土壌改良材	※A種	樹根加工		・明示	・適用する	・B種	〔※100〕	・120	・150)	・適用しない	・C種	樹幹7m以上～12m未満				・D種	〔※80〕	・100)					樹幹3m以上～7m未満					〔※60〕					樹幹3m未満					〔※50〕		
	樹木	工法	有効土層の厚さ(m)	整備範囲	土壌改良材																																										
	※A種	樹根加工		・明示	・適用する																																										
・B種	〔※100〕	・120	・150)	・適用しない																																											
・C種	樹幹7m以上～12m未満																																														
・D種	〔※80〕	・100)																																													
		樹幹3m以上～7m未満																																													
		〔※60〕																																													
		樹幹3m未満																																													
		〔※50〕																																													
3 土壌改良材 (23.2.2)	<p>・パーク堆肥</p> <p>施工箇所 ※植栽範囲 ・明示</p> <p>使用料 植栽基礎面積1㎡あたり(・50L )</p> <p>・汚泥発酵肥料(下水汚泥4対5)</p> <p>施工箇所 ※植栽範囲 ・明示</p> <p>使用料 植栽基礎面積1㎡あたり(・10L )</p> <p>材料</p> <p>「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令」の別表第1の基準に適合する原料を使用したもので、植栽試験の調査の結果、香が認められないものとする。</p>																																														
4 植込み用土 (23.2.3)	現場発生の土の良質土 ・客土(・畑土・黒土・植栽用真砂土・山砂)																																														

23 その他	11 網 (23.9.2)	・パイプ網 ・ネットウェンズ 種類 ・ 寸法 ・ mm ・煉瓦 ・植栽 ※杉 ※松																																							
	12 自転車置場ユニット (23.10.2)	自転車置場ユニットの品質及び性能 ・優良住宅部品(目し部品) ・機材の品質・性能基準 ・その他( ) ※製作所の仕様による 取付台数 ・ 台																																							
	13 物置ユニット (23.10.3)	<table border="1"> <tr> <th>材質</th> <th>強度区分の種類</th> <th>寸法</th> <th>形状</th> </tr> <tr> <td>・</td> <td>・</td> <td>・明示</td> <td>・明示</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> </tr> </table>	材質	強度区分の種類	寸法	形状	・	・	・明示	・明示	・	・	・	・																											
	材質	強度区分の種類	寸法	形状																																					
・	・	・明示	・明示																																						
・	・	・	・																																						
1 別記図	<table border="1"> <tr> <th>工 事 名</th> <th>種 類</th> <th>単 位</th> <th>単 位 数</th> <th>備 考</th> </tr> <tr> <td>新設工事</td> <td>〇〇〇〇</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>改修工事</td> <td>〇〇〇〇</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>管理技術者</td> <td>〇〇</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>監理(主任)技術者</td> <td>〇〇</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>監理(主任)技術者</td> <td>〇〇</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>電気</td> <td>〇〇〇〇</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>機 械</td> <td>〇〇〇〇</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(別記図-1)</p>	工 事 名	種 類	単 位	単 位 数	備 考	新設工事	〇〇〇〇				改修工事	〇〇〇〇				管理技術者	〇〇				監理(主任)技術者	〇〇				監理(主任)技術者	〇〇				電気	〇〇〇〇				機 械	〇〇〇〇			
工 事 名	種 類	単 位	単 位 数	備 考																																					
新設工事	〇〇〇〇																																								
改修工事	〇〇〇〇																																								
管理技術者	〇〇																																								
監理(主任)技術者	〇〇																																								
監理(主任)技術者	〇〇																																								
電気	〇〇〇〇																																								
機 械	〇〇〇〇																																								

別表1 鉄鋼面耐候性塗料(DP)				
工程	規格番号	塗料その他	種類又は等級	塗付け量 (kg/㎡)
素地ごしらえ 公共住宅建設工事共通仕様書(令和元年度版) 18.2.2条による仕様				
1 下塗り (1回目)	JIS K 5552	ジンクリッチプライマー	2種	0.14
2 下塗り (2回目)	JIS K 5551	構造物用さび止めペイント	A種	0.14
3 下塗り (3回目)	JIS K 5551	構造物用さび止めペイント	A種	0.14
4 研磨紙すり		研磨紙P120～220		
5 中塗り	JIS K 5659	鋼構造用耐候性塗料	A種 中塗り塗料	0.14
6 上塗り	JIS K 5659	鋼構造用耐候性塗料	A種 上塗り塗料	0.10
(注) 1. 工程6まで製作工場で行う場合は、工程4は省略する。				

別表2		材料名称	
○仮設工事	・	○金属工器具	・金属製品 ・金庫製品 ○軽鋼骨天井下地 ○軽鋼骨壁下地 ・あと施工アンカー
○土工	・	○管工器具	・モルタル ・セルフレベリング材 ○仕上塗料 ・ロックウール
○地盤工事	○砕石 ※砕 砕土混和材 ・溶接金網 ・鉄筋補強筋 ・地盤改良材	○管工器具	・モルタル ・セルフレベリング材 ○仕上塗料 ・ロックウール
○鉄筋工事	※鉄筋 ・溶接金網 ○スリブ補強筋(既製品)	○鋼工器具	○アルミ製 鋼製建具 ・不銹鋼具 ・建具用金物 ・ガラス ・シャッター
○コンクリート工事	・型枠 ・特殊型枠(フラットデッキ他) ※コンクリート ・セメント ・骨材 ・水 ・混和材	○カーテンウォール工事	・カーテンウォール工事
・鉄骨工事	※鋼材 ・高力ボルト、普通ボルト ・アンカーボルト ・スタッド ・デッキプレート ・溶接材料 ・耐火被覆材 ・溶融亜鉛めっき	○塗装工事	○塗料 ・骨材 ・水 ・混和材
・コンクリートブロック他工事	・コンクリートブロック ・ALCパネル ・押出成形セメント板	○内装工事	・ビニル床シート ・カーペット ・合成樹脂床材 ・フローリング ・畳 ○せつこうボード ○遮断材 ○遮断、防露材
○防水工事	○防水料 ○断熱材、遮熱剤 ○シーリング材	○排水工事	・排水工事 ・排水管 ・排水切
・石、タイル工事	・石材 ・取付金物 ・タイル ・タイル張付け用材料	○舗装工事	・舗装 ○アスファルト ・コンクリート ・ブロック系舗装材
・木工事	・木材 ・集成材	○植栽工事	○樹木 ○芝、咲付けは種、地被類 ・支柱材 ○肥料、土壌改良剤
・屋根、とい工事	・長尺金属板 ・折板 ・粘土瓦 ・とい		

監督員の検査を受けて使用すべきとした材料であっても、設計図書に定めるJIS又はJASの?表示のある材料並びに規格、基準等の規格証明書が添付された材料で、監督員の承諾を受けた場合は、設計図書に定める品質及び性能を有するものとして、取り扱うことができる。

静岡県くらし・環境部 建築住宅局公営住宅課	(株)〇〇〇設計事務所 管理建築士 〇〇 〇〇 一級建築士登録番号〇〇〇号	印 印 印
工事名 県営住宅〇〇〇団地〇〇棟建設事業(建築)工事	県営住宅建設工事特記仕様書R 3.4) 7/7	印 A-__
令和3年__月__日		





項	項目	特記事項	項	項目	特記事項	項	項目	特記事項
1	9. スリーブ工事 (9.1.9)	スリーブ及び付属品は、次のよう。 ※ 標準仕様書第2編「電気設備工事」 ※ 50mm以上	2. 電気設備材料	(1.2.6)~(1.2.9)	・ 形状等は、標準仕様書第2編「電気設備工事」による。 ・ 形状等は、標準仕様書第2編「電気設備工事」による。 (1) 合着機材類及び電線管(円管)及び付属品 電圧用位置ボックスタイプは、合着機材又は別記とする。鋼線製とした場合は管内に接地線を 付加し接地ボックスタイプにコンタクトを施すものとする。 (2) 金属製配線管 次の要領は、並行する。 (※ 別項、並行する。 (※ 別項、並行する) )	14. 共通事項	・ 金属製配線管を貫通する場合は、標準仕様書第2編「電気設備工事」による。 (1.2.10)	
10	電気工事	最大電圧が 500V以上の場合においても、第一種電気工事士により施工を行うものとする。	1. 電気設備工事	(1.1.4)~(1.1.13)	・ 記号及び形式は、標準仕様書第2編「電気設備工事」による。 ・ 記号及び形式は、標準仕様書第2編「電気設備工事」による。 (1) 合着機材類及び電線管(円管)及び付属品 電圧用位置ボックスタイプは、合着機材又は別記とする。鋼線製とした場合は管内に接地線を 付加し接地ボックスタイプにコンタクトを施すものとする。 (2) 金属製配線管 次の要領は、並行する。 (※ 別項、並行する) )	2. 電力設備工事	・ 金属製配線管を貫通する場合は、標準仕様書第2編「電気設備工事」による。 (2.1.1)	
11	電気絶縁、絶縁等	電線、絶縁管、端子箱等の2重絶縁の配線設備、電気室、電気室床、管等は、図面に指示し て施す。ただし、絶縁管等は、監督員の承認を受ける。	3. 防湿用保護器具	(1.5.1)~(1.5.4)	・ 防湿器具は、標準仕様書第2編「電気設備工事」による。 ・ 標準器具の規格は、次に示す。 ・ 器具の規格は、標準仕様書第2編「電気設備工事」による。 ・ 器具の規格は、標準仕様書第2編「電気設備工事」による。 (1) コントラクトが50mm以上の場合は、第一種電気工事士により施工を行うものとする。 (2) フロアプレートは床平高差調整付(空転防止または工具付形)とする。 ※ アルミ製 ※ 兼用型 (3) フロアプレートの空転防止機構は、使用しないものとする。	3. 電力設備工事	・ 電力の電圧、電線の径等を標準仕様書第2編「電気設備工事」による。 ・ 電線の径等を標準仕様書第2編「電気設備工事」による。 (1.1.4)	
12	配線器具	(1) スイッチは原則としてホーム付きとし、器具の形状を表示する。 (2) フロアプレートは床平高差調整付(空転防止または工具付形)とする。 ※ アルミ製 ※ 兼用型 (3) フロアプレートの空転防止機構は、使用しないものとする。	4. 分電盤	(1.8.1)~(1.8.3)	・ 種類は一般型とし、次のとおり。 ※ 標準仕様書第2編「電気設備工事」による。 ・ 形状等は、標準仕様書第2編「電気設備工事」による。 ・ 標準器具の規格は、次に示す。 ・ 器具の規格は、標準仕様書第2編「電気設備工事」による。 (1) コントラクトが50mm以上の場合は、第一種電気工事士により施工を行うものとする。 (2) フロアプレートは床平高差調整付(空転防止または工具付形)とする。 ※ アルミ製 ※ 兼用型 (3) フロアプレートの空転防止機構は、使用しないものとする。	4. 電力設備工事	・ ケーブルは、標準仕様書第2編「電気設備工事」による。 (1.1.4)	
13	はり	はり工事は、事前に次の検査を行い、監督員に報告を行う。 ・ 高度建築物調査 ※ 経路調査(用途別)	5. 電動機	(1.10.1)~(1.10.7)	・ 電動機は、標準仕様書第2編「電気設備工事」による。 ・ 標準器具の規格は、次に示す。 ・ 器具の規格は、標準仕様書第2編「電気設備工事」による。 (1) コントラクトが50mm以上の場合は、第一種電気工事士により施工を行うものとする。 (2) フロアプレートは床平高差調整付(空転防止または工具付形)とする。 ※ アルミ製 ※ 兼用型 (3) フロアプレートの空転防止機構は、使用しないものとする。	5. 電力設備工事	・ 電動機は、標準仕様書第2編「電気設備工事」による。 (1.10.1)	
14	電気室、学舎等の表示	・ 表示方法は、次のとおり。 1. 記号を付記(合着機材製で、自動表示装置を併設する。非常時は赤字とする。)。 2. 用途記号(合着機材製で、自動表示装置を併設する。非常時は赤字とする。)。 3. 受注者、製造者、完成年月日(合着機材製で、自動表示装置を併設する。)	6. 照明器具	(1.12.1)~(1.12.7)	・ 照明器具は、標準仕様書第2編「電気設備工事」による。 ・ 標準器具の規格は、次に示す。 ・ 器具の規格は、標準仕様書第2編「電気設備工事」による。 (1) コントラクトが50mm以上の場合は、第一種電気工事士により施工を行うものとする。 (2) フロアプレートは床平高差調整付(空転防止または工具付形)とする。 ※ アルミ製 ※ 兼用型 (3) フロアプレートの空転防止機構は、使用しないものとする。	6. 電力設備工事	・ 照明器具は、標準仕様書第2編「電気設備工事」による。 (1.12.1)	
15	取付板	・ 取付板の形状は、次のとおり。 1. 木製の厚さは、15mm以上とする。 2. 合板を使用する場合は、加工層で寸法切り及びサンダリを行う。 3. 堅木を使用する場合は、木板の厚が50mm以上のものを、張り止め付とする。	7. 電圧降下器具	(1.13.1)~(1.13.5)	・ 電圧降下器具は、標準仕様書第2編「電気設備工事」による。 ・ 標準器具の規格は、次に示す。 ・ 器具の規格は、標準仕様書第2編「電気設備工事」による。 (1) コントラクトが50mm以上の場合は、第一種電気工事士により施工を行うものとする。 (2) フロアプレートは床平高差調整付(空転防止または工具付形)とする。 ※ アルミ製 ※ 兼用型 (3) フロアプレートの空転防止機構は、使用しないものとする。	7. 電力設備工事	・ 電圧降下器具は、標準仕様書第2編「電気設備工事」による。 (1.13.1)	
16	建築等の取付面	図面に特記する場合は、【素子1】「絶縁棒取付面」を併せて、監督員との協議の上決定する。	8. 接地	(1.14.1)~(1.14.7)	・ 接地は、標準仕様書第2編「電気設備工事」による。 ・ 標準器具の規格は、次に示す。 ・ 器具の規格は、標準仕様書第2編「電気設備工事」による。 (1) コントラクトが50mm以上の場合は、第一種電気工事士により施工を行うものとする。 (2) フロアプレートは床平高差調整付(空転防止または工具付形)とする。 ※ アルミ製 ※ 兼用型 (3) フロアプレートの空転防止機構は、使用しないものとする。	8. 電力設備工事	・ 接地は、標準仕様書第2編「電気設備工事」による。 (1.14.1)	
17	建築工事	(1) 建築工事の接地抵抗は、原則として規定値の90パーセント以下を維持する。 (2) 接地の接地抵抗は、100mV/90mA、長さ15m以上の線路とし、管状又は棒状の接地抵抗測定 装置を縦向きに埋めこむは標準とする。 (3) その他、図面に特記する場合は、【素子2】「接地棒一貫法」による。	9. 防振設備	(1.15.1)~(1.15.5)	・ 防振設備は、標準仕様書第2編「電気設備工事」による。 ・ 標準器具の規格は、次に示す。 ・ 器具の規格は、標準仕様書第2編「電気設備工事」による。 (1) コントラクトが50mm以上の場合は、第一種電気工事士により施工を行うものとする。 (2) フロアプレートは床平高差調整付(空転防止または工具付形)とする。 ※ アルミ製 ※ 兼用型 (3) フロアプレートの空転防止機構は、使用しないものとする。	9. 電力設備工事	・ 防振設備は、標準仕様書第2編「電気設備工事」による。 (1.15.1)	
18	コンクリート工事	設計する場合は、編、スラブ、等 コンクリート圧縮強度等級 ※ 行わない、行 ただし、現場での試験を行わない場合は工場の試験結果を提出すること。	10. 電動機	(1.16.1)~(1.16.7)	・ 電動機は、標準仕様書第2編「電気設備工事」による。 ・ 標準器具の規格は、次に示す。 ・ 器具の規格は、標準仕様書第2編「電気設備工事」による。 (1) コントラクトが50mm以上の場合は、第一種電気工事士により施工を行うものとする。 (2) フロアプレートは床平高差調整付(空転防止または工具付形)とする。 ※ アルミ製 ※ 兼用型 (3) フロアプレートの空転防止機構は、使用しないものとする。	10. 電力設備工事	・ 電動機は、標準仕様書第2編「電気設備工事」による。 (1.16.1)	
19	空気配(呼び径)	配管には標準品(1.2mm以上のポリメチレンイソシアネート)を使用する。ただし、短小は金型製を良く。	11. 電動機	(1.17.1)~(1.17.7)	・ 電動機は、標準仕様書第2編「電気設備工事」による。 ・ 標準器具の規格は、次に示す。 ・ 器具の規格は、標準仕様書第2編「電気設備工事」による。 (1) コントラクトが50mm以上の場合は、第一種電気工事士により施工を行うものとする。 (2) フロアプレートは床平高差調整付(空転防止または工具付形)とする。 ※ アルミ製 ※ 兼用型 (3) フロアプレートの空転防止機構は、使用しないものとする。	11. 電力設備工事	・ 電動機は、標準仕様書第2編「電気設備工事」による。 (1.17.1)	
20	電線類	※ 標準仕様書第2編「電気設備工事」による。 ・ 標準器具の規格は、次に示す。 ・ 器具の規格は、標準仕様書第2編「電気設備工事」による。 (1) コントラクトが50mm以上の場合は、第一種電気工事士により施工を行うものとする。 (2) フロアプレートは床平高差調整付(空転防止または工具付形)とする。 ※ アルミ製 ※ 兼用型 (3) フロアプレートの空転防止機構は、使用しないものとする。	12. 照明器具	(1.18.1)~(1.18.7)	・ 照明器具は、標準仕様書第2編「電気設備工事」による。 ・ 標準器具の規格は、次に示す。 ・ 器具の規格は、標準仕様書第2編「電気設備工事」による。 (1) コントラクトが50mm以上の場合は、第一種電気工事士により施工を行うものとする。 (2) フロアプレートは床平高差調整付(空転防止または工具付形)とする。 ※ アルミ製 ※ 兼用型 (3) フロアプレートの空転防止機構は、使用しないものとする。	12. 電力設備工事	・ 照明器具は、標準仕様書第2編「電気設備工事」による。 (1.18.1)	
21	架装電線	特記なき場合は、管、がいし、支保等の標準品は、電力会社仕様に準ずる。	13. 特殊設備	(1.19.1)~(1.19.5)	・ 特殊設備は、標準仕様書第2編「電気設備工事」による。 ・ 標準器具の規格は、次に示す。 ・ 器具の規格は、標準仕様書第2編「電気設備工事」による。 (1) コントラクトが50mm以上の場合は、第一種電気工事士により施工を行うものとする。 (2) フロアプレートは床平高差調整付(空転防止または工具付形)とする。 ※ アルミ製 ※ 兼用型 (3) フロアプレートの空転防止機構は、使用しないものとする。	13. 電力設備工事	・ 特殊設備は、標準仕様書第2編「電気設備工事」による。 (1.19.1)	
22	電力・電線の引込み	電力が電線引込線の引込方向より、直接は電力会社及び電気事業者と打ち合わせの うえ監督員との協議により施工する。また、外線工事委託などの建築業者を監督員に対し て委託を行う。申請書等提出を行い、申請書に必要書類を提出する責任は委託者の責任とする。	14. 電力設備	(1.20.1)~(1.20.7)	・ 電力設備は、標準仕様書第2編「電気設備工事」による。 ・ 標準器具の規格は、次に示す。 ・ 器具の規格は、標準仕様書第2編「電気設備工事」による。 (1) コントラクトが50mm以上の場合は、第一種電気工事士により施工を行うものとする。 (2) フロアプレートは床平高差調整付(空転防止または工具付形)とする。 ※ アルミ製 ※ 兼用型 (3) フロアプレートの空転防止機構は、使用しないものとする。	14. 電力設備工事	・ 電力設備は、標準仕様書第2編「電気設備工事」による。 (1.20.1)	
23	最上階の電気配	最上階の天井スラブの場合は、原則として行わないものとする。	15. 電力設備	(1.21.1)~(1.21.7)	・ 電力設備は、標準仕様書第2編「電気設備工事」による。 ・ 標準器具の規格は、次に示す。 ・ 器具の規格は、標準仕様書第2編「電気設備工事」による。 (1) コントラクトが50mm以上の場合は、第一種電気工事士により施工を行うものとする。 (2) フロアプレートは床平高差調整付(空転防止または工具付形)とする。 ※ アルミ製 ※ 兼用型 (3) フロアプレートの空転防止機構は、使用しないものとする。	15. 電力設備工事	・ 電力設備は、標準仕様書第2編「電気設備工事」による。 (1.21.1)	
24	位置ボックスタイプ	ケーブル引き配線となる天井吊り架装型器具、スベール及び感振等の位置ボックスタイプは不要とする。	16. 電力設備	(1.22.1)~(1.22.7)	・ 電力設備は、標準仕様書第2編「電気設備工事」による。 ・ 標準器具の規格は、次に示す。 ・ 器具の規格は、標準仕様書第2編「電気設備工事」による。 (1) コントラクトが50mm以上の場合は、第一種電気工事士により施工を行うものとする。 (2) フロアプレートは床平高差調整付(空転防止または工具付形)とする。 ※ アルミ製 ※ 兼用型 (3) フロアプレートの空転防止機構は、使用しないものとする。	16. 電力設備工事	・ 電力設備は、標準仕様書第2編「電気設備工事」による。 (1.22.1)	
25	自立型アンテナマ ストのベースアン カー	自立型アンテナマスト及び自立型昇降設備のベースプレートのアンカーボルトの設置間隔は 500mmを標準とする。	17. 電力設備	(1.23.1)~(1.23.7)	・ 電力設備は、標準仕様書第2編「電気設備工事」による。 ・ 標準器具の規格は、次に示す。 ・ 器具の規格は、標準仕様書第2編「電気設備工事」による。 (1) コントラクトが50mm以上の場合は、第一種電気工事士により施工を行うものとする。 (2) フロアプレートは床平高差調整付(空転防止または工具付形)とする。 ※ アルミ製 ※ 兼用型 (3) フロアプレートの空転防止機構は、使用しないものとする。	17. 電力設備工事	・ 電力設備は、標準仕様書第2編「電気設備工事」による。 (1.23.1)	
26	配線の支持金物	電線等の高さ支持金物は、標準仕様書第2編「電気設備工事」による。 ※ ステンレス製 ※ 兼用型	18. 電力設備	(1.24.1)~(1.24.7)	・ 電力設備は、標準仕様書第2編「電気設備工事」による。 ・ 標準器具の規格は、次に示す。 ・ 器具の規格は、標準仕様書第2編「電気設備工事」による。 (1) コントラクトが50mm以上の場合は、第一種電気工事士により施工を行うものとする。 (2) フロアプレートは床平高差調整付(空転防止または工具付形)とする。 ※ アルミ製 ※ 兼用型 (3) フロアプレートの空転防止機構は、使用しないものとする。	18. 電力設備工事	・ 電力設備は、標準仕様書第2編「電気設備工事」による。 (1.24.1)	
27	電力・電線の引込み	電力が電線引込線の引込方向より、直接は電力会社及び電気事業者と打ち合わせの うえ監督員との協議により施工する。また、外線工事委託などの建築業者を監督員に対し て委託を行う。申請書等提出を行い、申請書に必要書類を提出する責任は委託者の責任とする。	19. 電力設備	(1.25.1)~(1.25.7)	・ 電力設備は、標準仕様書第2編「電気設備工事」による。 ・ 標準器具の規格は、次に示す。 ・ 器具の規格は、標準仕様書第2編「電気設備工事」による。 (1) コントラクトが50mm以上の場合は、第一種電気工事士により施工を行うものとする。 (2) フロアプレートは床平高差調整付(空転防止または工具付形)とする。 ※ アルミ製 ※ 兼用型 (3) フロアプレートの空転防止機構は、使用しないものとする。	19. 電力設備工事	・ 電力設備は、標準仕様書第2編「電気設備工事」による。 (1.25.1)	
28	最上階の電気配	最上階の天井スラブの場合は、原則として行わないものとする。	20. 電力設備	(1.26.1)~(1.26.7)	・ 電力設備は、標準仕様書第2編「電気設備工事」による。 ・ 標準器具の規格は、次に示す。 ・ 器具の規格は、標準仕様書第2編「電気設備工事」による。 (1) コントラクトが50mm以上の場合は、第一種電気工事士により施工を行うものとする。 (2) フロアプレートは床平高差調整付(空転防止または工具付形)とする。 ※ アルミ製 ※ 兼用型 (3) フロアプレートの空転防止機構は、使用しないものとする。	20. 電力設備工事	・ 電力設備は、標準仕様書第2編「電気設備工事」による。 (1.26.1)	
29	位置ボックスタイプ	ケーブル引き配線となる天井吊り架装型器具、スベール及び感振等の位置ボックスタイプは不要とする。	21. 電力設備	(1.27.1)~(1.27.7)	・ 電力設備は、標準仕様書第2編「電気設備工事」による。 ・ 標準器具の規格は、次に示す。 ・ 器具の規格は、標準仕様書第2編「電気設備工事」による。 (1) コントラクトが50mm以上の場合は、第一種電気工事士により施工を行うものとする。 (2) フロアプレートは床平高差調整付(空転防止または工具付形)とする。 ※ アルミ製 ※ 兼用型 (3) フロアプレートの空転防止機構は、使用しないものとする。	21. 電力設備工事	・ 電力設備は、標準仕様書第2編「電気設備工事」による。 (1.27.1)	
30	自立型アンテナマ ストのベースアン カー	自立型アンテナマスト及び自立型昇降設備のベースプレートのアンカーボルトの設置間隔は 500mmを標準とする。	22. 電力設備	(1.28.1)~(1.28.7)	・ 電力設備は、標準仕様書第2編「電気設備工事」による。 ・ 標準器具の規格は、次に示す。 ・ 器具の規格は、標準仕様書第2編「電気設備工事」による。 (1) コントラクトが50mm以上の場合は、第一種電気工事士により施工を行うものとする。 (2) フロアプレートは床平高差調整付(空転防止または工具付形)とする。 ※ アルミ製 ※ 兼用型 (3) フロアプレートの空転防止機構は、使用しないものとする。	22. 電力設備工事	・ 電力設備は、標準仕様書第2編「電気設備工事」による。 (1.28.1)	
31	配線の支持金物	電線等の高さ支持金物は、標準仕様書第2編「電気設備工事」による。 ※ ステンレス製 ※ 兼用型	23. 電力設備	(1.29.1)~(1.29.7)	・ 電力設備は、標準仕様書第2編「電気設備工事」による。 ・ 標準器具の規格は、次に示す。 ・ 器具の規格は、標準仕様書第2編「電気設備工事」による。 (1) コントラクトが50mm以上の場合は、第一種電気工事士により施工を行うものとする。 (2) フロアプレートは床平高差調整付(空転防止または工具付形)とする。 ※ アルミ製 ※ 兼用型 (3) フロアプレートの空転防止機構は、使用しないものとする。	23. 電力設備工事	・ 電力設備は、標準仕様書第2編「電気設備工事」による。 (1.29.1)	





項目	特記事項	項目	特記事項	項目	特記事項	項目	特記事項
1. 監督職員事務所 (2-4.1.1)	※ 設けない(受注者事務所に合せ会議室を確保する) ※ 設ける(既存建物内の一部を使用する・構内に新設する) 備品 ( )	22. 基礎	機器の基礎は、図示によるほか、公共建築設備工事標準図 (機械設備工事編) による。	1. 量水器	額メーター ※ 貸与 ・ 買取 (隔測メーター ・ 有 ・ 無) 子メーター ・ 貸与 ※ 買取 (隔測メーター ・ 有 ・ 無) 各戸メーター ・ 貸与 ・ 買取 (隔測メーター ・ 有 ・ 無)	1. 配管材料 (2-2.1.2.6)	屋内汚水管 (共用部分) ※ 排水用塩ビライニング鋼管 ・ コーティング鋼管 ・ 誘電管 ・ ビニル管 ( ・ VP ・ RF-VF) ※ 耐火二層管 屋内排水管 (専有部分) ・ 排水用塩ビライニング鋼管 ・ コーティング鋼管 ・ 誘電管 ・ ビニル管 ( ・ VP ・ RF-VF) ※ 耐火二層管 通気管 ※ 配管用炭素鋼管 (白) ・ ビニル管 ( ・ VP ・ RF-VF) ※ 耐火二層管
2. 工事用電力、水、その他	本工事に必要な工事用電力、水及び誘手線などの費用は、引渡しまで受注者の負担とする。	23. 亜鉛めっき以外の塗装	※鉛・クロムフリーさび止めペイント (JIS K 5674)	2. 量水器	※水道事業者指定品 ( ・ 貸与 ・ 買取)	2. 排水機 (5-1.6.1)	図示によるほか、公共建築設備工事標準図 (機械設備工事編) による。 改良例は本特記仕様書標準図による。 改良例は、騒音低減型 (注)公共下水道の場合は市町の指導による。 汚水、排水水、雨水等の文字を入り、適付とする。
3. 電源周波数	・ 50Hz ・ 60Hz	24. 凍結深度	凍結深度 ( mm) 以上とする。	3. 配管材料 (2-2.1.2.5)	一般配管 ※塩ビライニング鋼管 ( ・ VA ※ VB) ※ポリ塩化エチレン鋼管 ( ・ VA ※ VB) ・ ステンレス鋼管 ( ・ VP ・ H1VP ・ ) ・ ビニル管 ( ・ VP ・ H1VP ) ・ 水道配水用ポリエチレン管 (50A以上)	3. 掃除口	横土管の補修口は1.0m以内前設置する。
4. 工事用仮設物	構内に作ることが ※ できる ・ できない	25. 総合調整 (2-1.3.2)	※ 本工事で下記項目の総合調整を行い報告書を出す。 ・ 別途 ・ 電圧調整 ・ 室内空気温度の測定 ・ 室内気流及びじんあいの測定 ・ 騒音の測定 ・ 飲料水の品質の測定 (水道法施行規則による水質検査)	4. 配管接続	ねじ接合 ※ 100A 以下 ・ A 以下 フランジ接合 ※ 125A 以上 ・ A 以上 (FV6、FV0とする)	4. 放流負担金等	放流負担金 ・ 要 ( ・ 本工事 ・ 別途) ・ 不要 ・ その他 ( )
5. 養生	養生範囲 ( ) 養生方法 ( )	26. コアレス圧縮強度試験	※ 行わない ・ 行う ( ) ただし現場での試験を行わない場合は工場で試験成績書を出すこと。	5. 弁類	水道直結部分 ※ JIS又はJWIK ・ 水道事業者の規定による ( K) その他の部分 ※ JIS又はJWIK ・ JIS又はJWIK 屋外埋設弁 (呼び径75以上) ・ 水道用仕切弁 ・ 水道用グクイル特設仕切弁 ・ 水道用ソフトシール仕切弁 ・ 水道用合流用樹脂製ソフトシール仕切弁 ステンレス鋼管に取り付ける弁類は、ステンレス製とする。		
6. 足場その他	※別契約の関連工事で指定されたものは無償で使用できる。 ・ 本工事で設置する。 内部足場の種類 ※独立、足場板等 外部足場の種類 ※柱組足場 特種足場を設ける場合、設置においては、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の(2)手すり設置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。 ・ 水防対策の防音シートによる養生 ( ・ 養生ネット ・ 養生シート ( ・ I 類 ・ II 類) ・ ネット状養生シート ( ・ I 類 ・ II 類) ( ・ 防音シート ・ 防音パネル )	27. 配管配材料	配管支持材の防虫用 ・ 適用しない ・ 適用する ※ 適用しない	6. 水栓類	屋内 ( ※ 一般水栓 ・ 殺菌水栓) 浴室とする箇所 ( ) 屋外 ( ※ 耐寒水栓 ・ 一般水栓) 耐寒水栓は、JISの認証品とする		
7. 発生土処理 (2-4.2.1)	※構内敷きならし ・ 構外搬出適正処理 片道の運搬距離 ( ) km、D/D区間 ( ・ 有 ・ 無) ・ 構内指示の場所のない種 なお、発生土の指示する運搬距離、処分費及び搬出費と異なる場合においても設計変更の対象としない。	7. 埋設深さ	※ 洗浄タンク方式 ・ 洗浄弁方式 ( ・ 電気開閉式 ・ 手動式) ※ 手洗付 ・ 手洗なし	7. 埋設深さ	一般敷地内 ( ※ 300mm以上 ・ mm以上) 敷地内専道 ( ※ 500mm以上 ・ mm以上) 公道部分 ( ※ 水道事業者及び道路管理者の規定による)		
8. 埋戻し、盛土 (2-4.1.2)	各工事種目で別に指定されたもの以外は下記による。 ※ 埋戻り土中の良質土 (ただしヒューム管以外の管の周囲は山砂の類) ・ 山砂の類	8. 器具付排水栓 (5-1.1.7)	※ 前溝式 ・ 開閉式 ※ 前水こま ・ 普通こま	8. 埋設開閉用ハンドル	本工事に ※ 含む (水道事業者管理用は除く) ・ 含まない 配管に設ける弁類は、開閉表示を (※行う ・ 行わない) (土中埋設の弁類も同様)		
9. 地中埋設管	地中埋設管 ・ 要 ( ・ 願曲点 ・ 図示による) ・ 不要 埋設表示テープ ・ 要 (排水管を除く) ・ 不要	9. 水道加入金等 (5-1.1.6)	※ 前水こま ・ 普通こま	9. 水道加入金等	水道加入金 ※ 要 ( ・ 本工事 ・ 別途) ・ 不要 設計書資料 ※ 要 ( ※ 本工事 ・ 別途) ・ 不要 工事検査料 ※ 要 ( ※ 本工事 ・ 別途) ・ 不要 ・ その他 ( )		
10. 鋼管用伸縮管継手 (2-2.2.7.1)	※ ベローズ形 ・ スリヤ形	10. 騒音測定	※ 前水こま ・ 普通こま	10. 騒音測定	ポンプ機器等の騒音測定を機器取り付け後に行う。測定場所は、ポンプ室内、給水ポンプシステム入口周辺及び居住戸とする。 なお、測定結果書を監督員に提出する		
11. 保温 (2-3.1.5)	図面に特記のない場合は保溫材は下記によるほか共通仕様書12章3節による。 一般 ※ グラスウール ※ ポリスチレンフォーム 屋外、多湿箇所 (給水管) ※ ポリスチレンフォーム " (給水管以外) ※ グラスウール ・ ロックウール 防火区画貫通部 ※ ロックウール 高温部 ※ ロックウール 図面に特記のない場合は保溫材は下記によるほか共通仕様書12章3節による。 ・ 保溫室 ( ・ 消火筒)	11. 緊急遮断弁装置 (5-1.1.2)	※ 前水こま ・ 普通こま	11. 緊急遮断弁装置	駆動方式 ※電気式 ・ 機械式		
12. H140 シンク (2-2.4.1)	配管要領は、図示によるほか、公共建築設備工事標準図 (機械設備工事編) による。	12. 洗面化粧ユニット (5-1.1.2)	※ 前水こま ・ 普通こま	12. 洗面化粧ユニット	電断極の数、( ※ 4極 ・ 2極 ) とする。 ただし、加圧給水ポンプについてはこの限りではない。		
13. 建物導入部配管 (2-2.4.1)	・ 不平等下のおそれがある場合は、公共建築設備工事標準図 (機械設備工事編) によるフレキシブルジョイントを使用した方法で施工する。 ・ 変位吸収方法については図面に特記なき場合は、スリクッションにより施工する。 (可とう性を有する管種は除く)	13. 機材の品質等 (1-1.4.2)	※ 前水こま ・ 普通こま	13. 機材の品質等 (1-1.4.2)	機材の品質及び性能の適用は、次による。 給水ポンプシステム ※ 機材の品質・性能基準 ・ その他 ( ) きや管ヘッダー配管システム ※ 機材の品質・性能基準 ・ その他 ( ) ※ 機材の品質・性能基準 ・ その他 ( ) ※ 機材の品質・性能基準 ・ その他 ( )		
14. 臭気管の接合 (2-2.5.17)	接合要領は、図示によるほか、公共建築設備工事標準図 (機械設備工事編) による。	14. 洗面化粧ユニット	※ 前水こま ・ 普通こま	14. 洗面化粧ユニット	機材の品質及び性能の適用は、次による。 給湯ユニット (ガス給湯機) ※ 機材の品質・性能基準 ・ その他 ( ) 電気温水器 (電気給湯機) ※ 機材の品質・性能基準 ・ その他 ( ) ヒートポンプ給湯機 (電気給湯機) ※ 機材の品質・性能基準 ・ その他 ( )		
15. ステンレス管の接合方法	呼び径75Su以上 ・ ハウジング影響管継手継手 ・ フランジ接合 ・ 溶接接合 呼び径90Su以下のステンレス鋼管の継手は下記による。 メカニカル形管継手 ( ※ 拡張式 ・ プレス式)	15. 給湯器ユニット	※ 前水こま ・ 普通こま	15. 給湯器ユニット	下記によるほか、特記がなければ「公共住宅建築設備工事共通仕様書」の「機材の品質・性能基準」以上の性能を有するもの。 ※ 機器取付部の場合 (機器取付部の上記 給湯専用) ・ 即開式70号 (給湯専用)		
16. 水栓類	水栓類のオーバーフロー管及びドレン管は配管用品鋼管 (白) とする。	16. 電気温水器	※ 前水こま ・ 普通こま	16. 電気温水器	機材の品質及び性能の適用は、次による。 給湯ユニット (ガス給湯機) ※ 機材の品質・性能基準 ・ その他 ( ) 電気温水器 (電気給湯機) ※ 機材の品質・性能基準 ・ その他 ( ) ヒートポンプ給湯機 (電気給湯機) ※ 機材の品質・性能基準 ・ その他 ( )		
17. 屋上配管 (2-2.6.1)	支持要領は、図示によるほか、公共建築設備工事標準図 (機械設備工事編) による。	17. ヒートポンプ給湯機	※ 前水こま ・ 普通こま	17. ヒートポンプ給湯機	機材の品質及び性能の適用は、次による。 給湯ユニット (ガス給湯機) ※ 機材の品質・性能基準 ・ その他 ( ) 電気温水器 (電気給湯機) ※ 機材の品質・性能基準 ・ その他 ( ) ヒートポンプ給湯機 (電気給湯機) ※ 機材の品質・性能基準 ・ その他 ( )		
18. 屋外支持金物	配管及びダクトの屋外支持金物 ※ ステンレス製 ・ 亜鉛メッキ	18. 太陽熱利用システム	※ 前水こま ・ 普通こま	18. 太陽熱利用システム	機材の品質及び性能の適用は、次による。 給湯ユニット (ガス給湯機) ※ 機材の品質・性能基準 ・ その他 ( ) 電気温水器 (電気給湯機) ※ 機材の品質・性能基準 ・ その他 ( ) ヒートポンプ給湯機 (電気給湯機) ※ 機材の品質・性能基準 ・ その他 ( )		
19. 管の防食	保温を施さない管種でコンクリート埋込み部及びコンクリート型等の貫通部は、防食用ビニルテープ巻き1/2巻を1回巻きとする。 ただし外面を樹脂等で被覆された鋼管は除く。	19. 家庭用燃料電池型3p-10kV用配管	※ 前水こま ・ 普通こま	19. 家庭用燃料電池型3p-10kV用配管	機材の品質及び性能の適用は、次による。 給湯ユニット (ガス給湯機) ※ 機材の品質・性能基準 ・ その他 ( ) 電気温水器 (電気給湯機) ※ 機材の品質・性能基準 ・ その他 ( ) ヒートポンプ給湯機 (電気給湯機) ※ 機材の品質・性能基準 ・ その他 ( )		
20. 吊り及び支持 (2-2.6.3)	施工要領は、図示によるほか、公共建築設備工事標準図 (機械設備工事編) による。	20. 家庭用燃料電池型3p-10kV用配管	※ 前水こま ・ 普通こま	20. 家庭用燃料電池型3p-10kV用配管	機材の品質及び性能の適用は、次による。 給湯ユニット (ガス給湯機) ※ 機材の品質・性能基準 ・ その他 ( ) 電気温水器 (電気給湯機) ※ 機材の品質・性能基準 ・ その他 ( ) ヒートポンプ給湯機 (電気給湯機) ※ 機材の品質・性能基準 ・ その他 ( )		
21. 機器類配管	配管要領は、図示によるほか、公共建築設備工事標準図 (機械設備工事編) による。	21. 家庭用燃料電池型3p-10kV用配管	※ 前水こま ・ 普通こま	21. 家庭用燃料電池型3p-10kV用配管	機材の品質及び性能の適用は、次による。 給湯ユニット (ガス給湯機) ※ 機材の品質・性能基準 ・ その他 ( ) 電気温水器 (電気給湯機) ※ 機材の品質・性能基準 ・ その他 ( ) ヒートポンプ給湯機 (電気給湯機) ※ 機材の品質・性能基準 ・ その他 ( )		

静岡県くらし・環境部建築住宅局公営住宅課	作図	日付	工事名称	県営住宅〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇工事	縮尺	図面 No
(株) 〇〇〇〇〇〇設計事務所	菅田雄士 〇〇 〇〇	一級建築士登録 第〇〇〇〇〇〇号	図面名称	県営住宅機械設備工事特記仕様書 (1.6) 2/3		2

項目	特記事項	項目	特記事項																												
ガス設備	1. 配管材料 一般 ※ ガス事業者の規定による 地中埋設部 ※ ガス事業者の規定による 2. 都市ガス 各戸ガスメーター ※ ガス事業者設置 引込具箱金 不要 ※ 要(別途工事・本工事) 3. 液化石油ガス 各戸ガスメーター ※ ガス事業者設置 ガスボンベ ※ 貸与 集合装置及び配管要領は、図示によるほか、公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)による。 4. ガス選れ警報器 図示による(分離形・一体形) 外部出力端子 有・無 5. 調理用ガス機器 各戸ガスコンロ(組込型・壁置型・別途工事)	換気設備	1. ダクト材料 台所・換気スバイラルダクト ※ ステンレスダクト 浴室・洗面所・便所(住戸内) ・換気スバイラルダクト ・ステンレスダクト ・導管ポリ塩化ビニル管(VP・PP-RP・2管路) ※ 換気用耐火二層管(単管路・2管路) 共用部 ・換気スバイラルダクト ※ ステンレスダクト 2. 長方形ダクトの区分 ※ アンクルフランジ工法 ・コーナーボルト工法(共板・スライド) 3. ダンパーの固定方法 (2-2.3.3) 図示によるほか、公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)による。 4. 機材の品質等 (1-1.4.2) 機材の品質及び性能の適用は、次による。 換気機材及び換気口等 ※ 機材の品質・性能基準(換気ユニット) ※ その他																												
消火設備	1. 配管材料 (2-2.1.2.5) 一般配管 ・配管用炭素鋼鋼管(白) ・正方形用炭素鋼鋼管 ・合成樹脂管(共同住宅用スプリングラウ) 地中埋設配管 ・外面被覆鋼管(SGP-YS ・STP6370-YS) 2. 屋内消火栓種類 ・操作性1号消火栓 ・ 2号消火栓 ・ 広範囲型2号消火栓 3. 消火栓開閉弁 ・ 1MPa ・ 2MPa	大きく井設備	1. 種別 ・浅井戸 ・深井戸 2. 掘削方式 ・ロータリー式 ・バーカッション式 ・ダウンザホールハンマ式 3. ケーシング ※ 配管用炭素鋼鋼管(黒) 4. ストレーナー ・ 5. 電気機層 ※ ステンレス製巻線型 6. 水質検査 ※ 連続測定 ※ スポット測定 ※ 行(取水全項目) ※ 行わない																												
暖冷房設備	1. 設計温度条件 <table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="2">外気</td> <td colspan="4">屋内(調整目標値)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>温度(06)</td> <td>湿度(06)</td> <td>温度(06)</td> <td>湿度(06)</td> <td>温度(06)</td> <td>湿度(06)</td> </tr> <tr> <td>夏期</td> <td>℃</td> <td>%</td> <td>℃</td> <td>%</td> <td>℃</td> <td>%</td> </tr> <tr> <td>冬期</td> <td>℃</td> <td>%</td> <td>℃</td> <td>%</td> <td>℃</td> <td>%</td> </tr> </table> 2. 長方形ダクトの区分 ・ アンクルフランジ工法 ・ コーナボルト工法(共板・スライド) 3. 配管材料 (2-2.1.2.4)(2-2.1.2.5) 冷媒配管 ・銅管 ・断熱材被覆銅管 ・保証化ケース(有・無) 住戸内配管(温水理房) ・架橋ポリエチレン管(融着・メカニカル) ・ポリブタン管(融着・メカニカル) 4. 機材の品質等 (1-1.4.2) 機材の品質及び性能の適用は、次による。 住戸セントラル処理方式 ※ 機材の品質・性能基準(暖冷房システム) ※ その他		外気		屋内(調整目標値)					温度(06)	湿度(06)	温度(06)	湿度(06)	温度(06)	湿度(06)	夏期	℃	%	℃	%	℃	%	冬期	℃	%	℃	%	℃	%	浄化槽設備	1. 処理方式 合併処理 ・ 建築基準法施行令第35条の認定品による ・ 建設省告示第1292号による第(1)方式) 2. 処理能力 処理対象人員 人 処理水量 m <sup>3</sup> /日 3. 本体構造 ・ コンクリート製 ・ FRP製 ・ コンクリート製 ・ FRP製 4. 放流水質 800 mm 以下 5. 配管材料 ・ 一般配管用ステンレス鋼管( ) ・ 耐熱性炭素鋼管( ) ・ 配管用炭素鋼鋼管(白) ( ) ・ 硬質ポリ塩化ビニル管(VP) ( ) 6. 土留め工法 ・
	外気		屋内(調整目標値)																												
	温度(06)	湿度(06)	温度(06)	湿度(06)	温度(06)	湿度(06)																									
夏期	℃	%	℃	%	℃	%																									
冬期	℃	%	℃	%	℃	%																									
		撤去工事	冷媒(フロン系)の回収及び破壊 ※ 無 ※ 有 (1) 冷媒の回収にあたっては、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(フロン回収破壊法)」に従って行うこと。 また、法に規定するもの他、次の書類を監督員に提出すること。 (ア) 同一種フロン類回収業者登録通知書の写し (イ) フロン類の処理に関する証明書(発注証明書、回収証明書) (2) 行程管理票の様式は、監督員の指示による。 (3) 家庭用のエアコン等で「特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)」の対象となっているものは、領法に従ってリサイクル(フロン類の回収を含む。)を行ない、監督員に次の書類を提出する。 (ア) 特定家庭用機器廃棄物管理票(家電リサイクル券)の写し																												

表1  
設備機器・配管の支持、固定は、以下の図書を適用する。  
ガイドライン：特開狀防炎点等における設備地震対策ガイドライン(平成25年度)  
センター指針：建築設備耐震設計・施工指針(2014年版)

施設分類	設備機器・配管等の支持、固定	上記のうち、横引き配管などの支持
断路上重要な機能が必要とする防災拠点等	ガイドライン*	ガイドライン*
防災上重要な施設	ガイドライン*	標準仕様書
一般の施設	標準仕様書	標準仕様書

\*ガイドラインに記載のない内容は、センター指針を適用する。

別表	
名	称
配管類	
・給水管	
・排水管	
・冷温水管	
・冷媒管	
・	
弁類	
・仕切り弁	
・バタフライ弁	
・逆止弁	
・緊急閉弁	
・	
※ポンプ類	
・給水用ポンプ	
・空調用ポンプ	
・消火ポンプ	
・	
※タンク類	
・受水槽	
・高業水櫃	
・貯水池	
・膨脹水櫃	
・	
空気調和設備工用機材	
・パッケージエアコン	
・空気調和機(AHU)	
・冷却塔	
・ヘッダー	
・	
自動制御機器類	
・中央監視盤	
・リモート座	
・	
給排水衛生設備工用機材	
○衛生器具	
○水栓	
○組み立てマンホール	
○給湯器	
・	
浄化槽	
・FRP浄化槽	
・動力型、斜脚型	
・フロー	
・	
大きく井	
・スクリーン	
・	
・	
・	
・	
その他	
・スリーブ(つば付銅管)	
・	
・	
・	
・	
・	

表のうち選択する事項は、○印の付いたものを適用する。  
 ◎印のない場合は、※印を適用する。

その他  
 1) ステンレス材を酸洗した場合、その酸液は産業廃棄物として適切に処理を行なうこと。

静岡県くらし・環境部建築住宅局公営住宅課	作成	日付	工事名称 県営住宅○○団地○○○○○○○○○工事	縮尺	図面 No.
株式会社 ○○○○○○設計事務所 管理建築士 ○ ○ ○ 一般建築士登録 第○○○○○○号			図面名称 県営住宅機械設備工事設計仕様書(第 1.6) 3/3		3